

# 令和7年度第2回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日 時】令和7年7月24日（木）午後1時30分～4時00分

【場 所】[委員] WEB参加 [事務局]横浜市役所11階 契約部内 入札室

【出席委員】青柳 由香委員長、岡本 由美子委員、千々松 愛子委員、村瀬 景子委員

寺川 祐一委員

## 【議 題】

### 1 審議事項

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) 隨意契約に係る抽出案件                 | 2件 |
| (2) 一般競争入札（WTO・総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 1件 |
| (3) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件          | 1件 |
| (4) 一般競争入札（条件付・総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 3件 |
| (5) 隨意契約に係る抽出案件                 | 3件 |

### 2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況について
- (3) 談合情報対応状況について
- (4) その他

## 【議事内容】

### 議題1－（1）随意契約に係る抽出案件2件（第1回審議対象）についての審議

対象案件：1 「西部処理区相沢雨水幹線下水道整備工事」  
2 「消防救急デジタル無線設備（共通波）更新工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 金額が最も高い案件であるため。
- 2 比較的金額が高い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「案件1について、契約の相手方が施工中の『旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業基盤整備工事（その3）』（以下、「元工事」という。）は昨年度本定例会で審議しているが、発注部署は同じか。」

本市：「異なります。」

委員：「元工事と併せて一括で発注することはできなかったのか。」

本市：「本工事は当初、元工事の完了後に施工予定でした。その後、元工事を契約後に施工時期を前倒しして同時期に行う必要が生じました。」

委員：「案件2について県内他市は工事費を負担しているか。」

本市：「設備数に応じて負担しています。」

委員：「新規設置工事時と今回の更新工事は同程度の金額規模となっている。今回、全面的な再構築も検討したのか。」

本市：「物価高騰の影響等もあり、再構築をすると更に高額になると想定されるため、今回は更新工事とした。」

委員：「連続性の観点はあると承知しているが、本件は発注金額が高いこともあり、参入を希望する事業者がいたかもしれません。WTO案件で随意契約とする場合、他事業者の参入可能性がないのか、今後慎重に検討してほしい。」

委員：説明を了承。

### 議題1－（2）一般競争入札（WTO・総合評価落札方式）に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件：「西部処理区大門雨水幹線下水道整備工事」

委員：抽出理由の説明。

唯一のWTO総合評価落札方式案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「一者を除き、入札金額が調査基準価格とほぼ同額であったことは問題があるのではないか。また、技術評価点の満点の設定が低いことや、評価項目が少數に留まっていることについて、大規模工事ほど技術力等をより精緻に評価した上で発注すべきであったのではないかと考える。」

本市：「本案件では技術力の評価に差をつけることが比較的難しいことから、特別簡易型が採用されました。なお、評価項目は特別簡易型の中であらかじめ定められた項目から発注課が選択しています。」

委員：「評価項目の選択方法に規定はあるのか。」

本市：「内部規程ですが、おおむね 10 点から 30 点になるように発注課が項目を選定しています。」

委員：「価格面で差がつきづらいことが想定されるなら、技術面で競争性が発揮されるような設定としてほしい。」

委員：「予定価格が事後公表であるにもかかわらず、多くの入札金額が調査基準価格と同額であるのはどのような理由によるものか。」

本市：「公表されている積算基準や単価を用いることで、各事業者が調査基準価格を算出できた可能性があると考えられます。」

委員：「本案件はランダム係数を掛けていないのか。」

本市：「総合評価落札方式であり調査基準価格を採用しているため、ランダム係数は掛けていません。」

委員：「多くの入札者の入札金額が調査基準価格と同額となる状況を良いとは言えない。近年の工事積算ソフトの広がり等デジタル化の進展を踏まえる必要があるのではないか。」

委員：「調査基準価格を下回った際の 5 点減点を避けるために、企業努力で金額を下げられる事業者も調査基準価格と同額で入札しているのではないか。予定価格を事後公表にしても、単価を公表すると容易に調査基準価格を推測できる結果を導いている。5 点減点する制度は見直す時期にきているのではないか。」

委員：「発注者側で入札金額の下限を決めることに繋がっていると思う。調査基準価格を設定することで、本当に安価な入札価格を防止する趣旨があることは理解できるが、事実上下限となっていることは、これまでの経緯で明らかである。」

委員：説明を了承。

### 議題 1 – (3) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件 1 件についての審議

抽出案件：「北部第二水再生センタ一分離液処理施設（第二期）築造工事」

委員：抽出理由の説明。

唯一のWTO一般競争入札案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「本案件も調査基準価格を推測できるものか。」

本市：「推測可能と考えられます。」

委員：「WTO 規模の工事にもかかわらず、技術評価はしなくていいのか。」

本市：「本市の方針では 3 億円以上の工事については原則として総合評価落札方式を採用しています。ただし、本案件は施設の増設工事であり、特殊な工法が求められるものではなく、施工計画についても各事

業者間で大きな差異が生じにくいと判断したため、総合評価落札方式は適用しませんでした。」

委員：「本案件は総合評価落札方式でないため、調査基準価格を下回った場合の減点がない。この影響もあつたのか、調査基準価格を下回る入札も見受けられた。結果として、減点制度の非適用によって競争性が生まれた事例と捉えることもできる。ただし、低入札価格調査が相当な負担となるなら、調査基準価格以下の安値で入札するインセンティブが働くのではないかと懸念している。調査はどのようにことを行っているのか。」

本市：「調査基準価格を下回った場合は、安値で入札された理由や、その金額で履行可能なのかを調査します。類似工事の事例や下請事業者からの見積結果等、多くの根拠資料を短期間で提出させ、ヒアリングを行い判断しています。また、技術者の追加配置や、国基準に基づき通常よりも高割合の契約保証を求めています。国からダンピング対策の徹底を求められており、各都市とも同様の対応を行っています。」

委員：「受発注者双方に一定の負担が伴うことを理解した。ただし、低入札の程度に応じて調査の深度を調整するという視点も必要ではないかと感じた。」

委員：説明を了承。

#### 議題1－（4）一般競争入札（条件付・総合評価落札方式）に係る抽出案件3件についての審議

対象案件：1 「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備工事（その8）」  
2 「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備工事（その9）」  
3 「鶴見区鶴見中央四丁目地内ほか2か所道路標識改修工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 一般競争入札（総合評価落札方式）案件の中で金額が高く、かつ調査基準価格と同額で落札されている案件であるため。
- 2 一般競争入札（総合評価落札方式）案件の中で金額が高く、かつ調査基準価格と同額で落札されている案件であるため。
- 3 一般競争入札（総合評価落札方式）案件の中で、調査基準価格と同額で落札されている案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「全ての入札者の入札金額が調査基準価格と同額であるが、本案件も公表されている積算基準や単価により調査基準価格を推測できるものか。」

本市：「推測可能と考えられます。」

委員：「案件1、2について、工期が19日しかないが2件とも完了したのか。」

本市：「当初工期は年度末になっていますが、事業費の繰越しが認められた場合には、原則として想定工期に応じた設計変更を行うものとする契約となっています。」

委員：「案件1、2は入札参加者が同一である。今回はそれぞれ別事業者が落札しているが、2件とも同一事業者が落札する可能性があったという理解でよいか。」

本市：「そのとおりです。」

委員：「その1からその7も本件のようなJV事業者が入札・落札していたのか。」

本市：「その6、その7はJVではなく単体の事業者と契約しているなど、異なります。」

委員：「案件1・2とも監理技術者の専任配置を求めているが、両方落札して2か所に配置できなくなった場合、ペナルティはあるのか。」

本市：「同日開札で1件目を落札した事業者が、技術者が配置できないという理由で2件目を辞退する場合は、ペナルティはありません。」

委員：説明を了承。

#### 議題1－（5）随意契約に係る抽出案件3件（第2回審議対象）についての審議

- 対象案件：1 「西部処理区瀬谷区中屋敷地区下水道再整備工事」  
2 「金沢水再生センター第二受泥施設等電気設備工事」  
3 「金沢水再生センター消毒等電気設備工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 金額が最も高い案件であるため。
- 2 金額が比較的高く、同一施設内における同一工種の2案件であるため。
- 3 金額が比較的高く、同一施設内における同一工種の2案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「案件1に関して、別契約としなくても追加金額の割合によって変更契約の可否が判断される仕組みだったと理解しているがどうか。」

本市：「現在は、金額の割合によって一律に変更契約の可否を決める運用とはしていません。工事の内容・目的等により判断しています。」

委員：「3件とも随意契約の理由が似通った文言で記載されており、やや気になるところである。特に案件2及び3については、設備設置時には入札が行われていたとしても、更新時には随意契約となっており、それで問題がないのか疑問を感じる。『入札に不利である、不適である』との説明は理解できるが、そうした文言が記載されていれば十分ということではないのではないか。今後、この点について検討を深めていく考えはあるのか。」

本市：「随意契約の理由については、契約担当部署である契約第一課においても、工事内容を確認しながら厳格に審査を行っています。御指摘の点については、工事担当部署にも共有し、今後の対応に活かします。」

委員：説明を了承。

#### 議題2－（1）指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了承。

#### 議題2－（2）入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：「6年度の数値は、1年分を集計したものか。」

本市：「令和7年度の数値と比較できるように、同時期（4月～6月のみ）の数値です。」

委員：「6年度全体の数値を追加し、比較できるようにしてほしい。また、項目2のところで、低入札調査を行った件数を知りたい。」

委員：「低入札の一5点は価格競争を抑止している一方、調査の負担軽減にもなっている。低入札調査の対象となりうる案件が少ないので全体的な影響は小さいとも考えられる。実際に調査を行った件数なども踏まえた議論が必要ではないか。」

本市：「次回から数値を資料に記載することを検討します。」

委員：報告を了承。

### 議題2－(3) 談合情報対応状況について

(非公開)

#### 【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われていました。